

納付においては、【金融機関名】、【口座種別】、【フリガナ】、【口座名義人】及び【口座番号】には「-」のようにハイフンを記載する。	9～11 [略]	9～11 [略]
備考 表中の「 」の記載は注記である。		

(意匠法施行規則の一部改正)

**第二条** 意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p><b>様式第18</b>（第18条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[備考]</p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。ただし、第18条第2項ただし書の規定によるときは、「【納付者】」の欄の「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載し、その横に印を押す。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載し、その横に代表者の印を押す。</p> <p>9～22 [略]</p>	<p><b>様式第18</b>（第18条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[備考]</p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。ただし、第18条第2項ただし書の規定によるときは、「【納付者】」の欄の「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載し、その横に印を押す。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載し、その横に代表者の印を押す。</p> <p>9～22 [略]</p>
備考 表中の「 」の記載は注記である。	

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正)

**第二条** 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和三十二年通商産業省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(手数料軽減申請書の様式等)</p> <p><b>第八十四条</b> [略]</p> <p>2 申請人は、前項の申請書を、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書面と同時に提出しなければならない。</p> <p>一 前項第一号に掲げる場合 願書</p> <p>二 前項第二号に掲げる場合 国際予備審査請求書</p> <p>3 [略]</p> <p><b>様式第2の6</b>（第6条の2関係）</p> <p>[略]</p> <p>To: Commissioner of the Patent Office</p> <p>1～5 [略]</p> <p>[備考]</p> <p>1 [略]</p>	<p>(手数料軽減申請書の様式等)</p> <p><b>第八十四条</b> [略]</p> <p>2 申請人は、前項の申請書を、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書面と同時に提出しなければならない。</p> <p>一 前条第一号に掲げる場合 願書</p> <p>一 前条第二号に掲げる場合 国際予備審査請求書</p> <p>3 [略]</p> <p><b>様式第2の6</b>（第6条の2関係）</p> <p>[略]</p> <p>To: Commissiner of the Patent Office</p> <p>1～5 [略]</p> <p>[備考]</p> <p>1 [略]</p>